

令和7年台風第15号に伴う災害により被災した家屋等について、既に自費で解体・撤去（自費解体）を行った方に対して、当該費用の償還をします。

☆町に費用の償還を申請する場合（自費解体）

償還対象：当該被災家屋等の所有者又はその委任を受けた者と解体及び撤去を行う解体業者との契約が締結されたもので、罹災証明書が「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」（住家）または「被災届出証明書」（住家以外）の発行を受け、建物全体を自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。

償還額：『町の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』のいずれか低い方

※被害の判定により、支援の対象となる部分が変わります。

「全壊」判定…損壊家屋等の「解体・運搬・処分」

「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」判定…解体廃棄物の「運搬・処分」

受付期間：令和8年3月30日（月）から令和8年12月31日（木）まで（平日）

※ただし、解体業者との契約年月日が令和8年5月29日（金）までのもの

受付時間：8時15分から17時（平日）

※申請状況等により変更することがあります。

受付窓口：吉田町役場2階 都市環境課

<申請時に必要な書類>

- 1 費用償還申請書（様式第1号）
- 2 罹災証明書又は被災届出証明書の写し
- 3 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 4 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）
※原則、発行日から3か月以内のもの
- 5 被災家屋等に係る全部事項証明書（建物・全部）（原本）
…現在の建物所有者が記載されているもの
※原則、発行日から3か月以内のもので、証明文、公印等が付加されているもの
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- 6 建物配置図（様式第6号）
- 7 対象となる建物の解体前・解体中・解体後の様子が分かる写真（被災家屋等の全景が写ったもの）
- 8 解体・撤去工事に係る見積書及び契約書（写し）
- 9 解体・撤去費用の経費の内訳が分かる書類（(例)請求書内訳書）
- 10 領収書
- 11 マニフェスト伝票当等

申請を委任する場合、相続登記をしていない場合、共有者がいる場合等は、追加の資料が必要となります。詳細につきましては、別紙「申請書類（自費解体の場合）」をご覧ください。

※場合により必要な書類があります。

吉田町都市環境課環境部門

【電話番号】 0548-33-2102

自費解体の対象要件

次の全ての要件を満たすこと。

【対象要件】

- (1) 罹災証明の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」。
- (2) 個人の住宅又は賃貸住宅若しくは事業所等（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及びこれに準ずる所得税法第2条に規定する公益法人等が所有するものに限る。）であること。
- (3) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、市長が倒壊による安全上の支障のおそれ、その他やむを得ない事情があるものとして認めるものについては、この限りでない。
- (4) 解体業者との契約が締結されたもので、自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。

解体の流れ

1 事前相談（必要に応じて）



申請書を準備する前に、必ず要件などについて確認をしてください。
<事前相談先>都市環境課（TEL：0548-33-2102）

2 申請、審査



下記申請方法を参照の上、必要書類をご提出ください。
※家屋等の一部（外壁、屋根など）のみの解体や、家屋等の補修改修工事（リフォーム）は対象となりません。

※申請期限：令和8年12月28日（月）

3 現地調査



必要に応じて現地確認調査を行います。

4 償還額の算定



対象となる工事の基準額を積算します。
※対象となる工事に支払った費用と基準額を比較して、償還額を決定します。
※申請者様が解体工事事業者へお支払いした額が町で算定した基準額を上回る場合、自己負担額が発生します。

5 交付決定通知



申請者に対して交付決定通知書と合わせて、償還金交付請求書を送付します。

6 請求書の提出



手続きの案内に基づき、償還金交付請求書等の書類を提出（返送）してください。
※交付決定通知書の発行日から30日以内に請求書等を都市環境課に提出（郵送）してください。
※添付していただく通帳(写し)の名義人は申請者（解体工事の契約者）に限ります。

7 償還金支払い 後日、指定された口座に償還額を振り込みます。

○申請書類（自費解体の場合）

次の書類をご用意して、申請してください。

	No	提出書類	備 考
必ず提出する書類	1	吉田町被災家屋等の自費解体及び撤去等に係る費用償還申請書	様式第1号
	2	被災証明書又は被災届出書の写し	
	3	本人が確認できる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
	4	印鑑登録証明書	
	5	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合にあつては、固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
	6	被災家屋等の建物配置図	様式第6号
	7	被災家屋等の現況写真 （パソコンから印刷したもので可）	被災時・解体前・解体中・解体後の写真被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
	8	解体及び撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書	
	9	マニフェスト伝票等	廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類解体事業者へご依頼ください。
場合によって提出する書類	10	委任状	様式第8号代理人が申請する場合に限る。
	11	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）	様式第9号申請者が所有者でない場合に限る。
	12	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第10号被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
	13	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第10号被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。

	14	遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
	15	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本町を除く。）の解体に係る同意書（関係権利者）	様式第10号被災家屋等が差し押さえられている場合に限る。
	16	その他町長が必要があると認める書類	
交付決定後提出	17	吉田町償還金交付請求書	様式第4号
	18	申請者名義の口座番号等が分かるもの	通帳の写しなど